

資料編

1 小金井市保健福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市における保健福祉施策を総合的に推進することを目的とする小金井市保健福祉総合計画（以下「保健福祉総合計画」という。）の策定に当たり、広く学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び一般市民の意見を反映させるため、小金井市保健福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、検討した結果を市長に報告する。

- (1) 保健福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験のある者 1人
- (3) 福祉関係団体等に属する者 4人
- (4) 前各号に掲げる者のほか、保健福祉総合計画策定に関係する機関に属する者 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、市長は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、下部組織として、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 障害者専門部会
- (2) 高齢者専門部会
- (3) 健康増進専門部会

2 専門部会は、次に掲げる所掌事項について、個別計画案の作成を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 障害者専門部会 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者専門部会 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定に関すること。
- (3) 健康増進専門部会 健康増進計画の策定に関すること。

3 専門部会は、地域自立支援協議会、介護保険運営協議会及び市民健康づくり審議会に属する委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。

4 各専門部会にそれぞれ座長及び副座長を置く。

5 座長及び副座長は、各専門部会に属する当該専門部会委員の互選により選出するものとする。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会は、座長が招集し、主宰する。

8 専門部会は、必要に応じて専門部会委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（謝礼の支払）

第8条 委員会の委員及び専門部会委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

（会議等の公開）

第9条 委員会及び各専門部会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会及び各専門部会の運営に支障があると認められるときは、委員会及び各専門部会に諮って非公開とすることができる。

2 委員会及び各専門部会の会議録は、公開とする。ただし、非公開とされた会議の会議録にあつては、委員会及び各専門部会に諮って非公開とすることができる。

（庶務）

第10条 委員会及び各専門部会の庶務は、次に掲げる部課が処理するものとする。

- (1) 委員会 福祉保健部地域福祉課
- (2) 障害者専門部会 福祉保健部自立生活支援課
- (3) 高齢者専門部会 福祉保健部介護福祉課
- (4) 健康増進専門部会 福祉保健部健康課

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

2 小金井市保健福祉総合計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
1	高橋 信子	公募市民
2	橋本 怜史	公募市民
3	羽田野 勉	公募市民
4	宮城 眞理	公募市民
5	◎金子 和夫	学識経験者
6	○深澤 義信	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会
7	齋藤 寛和	一般社団法人 小金井市医師会
8	星野 千恵子	小金井市民生委員児童委員協議会
9	宮井 敏晴	小金井市福祉 NPO 法人連絡会
10	矢野 典嗣	小金井市地域自立支援協議会
11	山極 愛郎	小金井市介護保険運営協議会
12	藤森 寿美子	小金井市市民健康づくり審議会

◎委員長 ○副委員長

※平成28年11月11日から平成30年3月31日まで

3 健康増進専門部会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
1	新井 利夫	公募市民
2	中里 成子	公募市民
3	玉木 とみ子	公募市民
4	村澤 トキイ	公募市民
5	○木下 隆一	公募市民
6	森戸 洋子	小金井市議会議員 ※1
7	水上 洋志	小金井市議会議員 ※2
8	◎齋藤 寛和	一般社団法人 小金井市医師会 ※3
9	◎穂坂 英明	一般社団法人 小金井市医師会 ※4
10	小林 久滋	一般社団法人 小金井市医師会
11	内山 雅之	一般社団法人 小金井市医師会
12	大澤 繁喜	一般社団法人 東京都小金井歯科医師会
13	大西 義雄	一般社団法人 小金井市薬剤師会
14	雨宮 安雄	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会
15	川畑 美和子	小金井市民生委員児童委員協議会
16	飯嶋 智広	東京都多摩府中保健所 ※5
17	村上 邦仁子	東京都多摩府中保健所 ※6
18	藤森 寿美子	公益財団法人 小金井市体育協会

◎会長 ○副会長

※1 平成28年10月28日から平成29年4月4日まで

※2 平成29年4月19日から

※3 平成28年10月28日から平成29年5月31日まで

※4 平成29年6月1日から

※5 平成28年10月28日から平成29年3月31日まで

※6 平成29年4月1日から

※ 上記注釈のない委員は、平成28年10月28日から

4 障害者専門部会（地域自立支援協議会） 委員名簿

（敬称略）

	氏名	所属等
1	○矢野 典嗣	公募市民
2	赤濱 高之	相談支援事業者
3	久野 紀子	相談支援事業者
4	石原 久枝	相談支援事業者 ※1
5	田畑 裕	福祉サービス事業者 ※2
6	小松 淳	福祉サービス事業者
7	福原 昌代	福祉サービス事業者
8	坂本 珠江	東京都多摩府中保健所 ※3
9	川久保 敦子	東京都多摩府中保健所 ※2
10	小幡 美穂	発達にアンバランスのある子どもの親の会ひまわりママ
11	高橋 良友	小金井市教育委員会 ※3
12	平田 勇治	小金井市教育委員会 ※2
13	渡邊 孝之	幼稚園（せいしん幼稚園）
14	名取 知子	保育所（愛の園保育園）
15	三笠 俊彦	小金井市商工会
16	馬場 利明	小金井市手をつなぐ親の会
17	荒井 康善	小金井市聴覚障害者協会
18	森田 史雄	小金井市精神障害者家族会 あじさい会
19	ボーバル 聡美	小金井市障害者就労支援センター
20	◎高橋 智	学識経験者
21	緒方 澄子	小金井市民生委員児童委員協議会
22	室岡 利明	権利擁護センター

◎会長 ○副会長

※1 平成28年10月28日から平成29年5月18日まで

※2 平成29年5月19日から

※3 平成28年10月28日から平成29年3月31日まで

※ 上記注釈のない委員は、平成28年10月28日から

5 高齢者専門部会（介護保険運営協議会） 委員名簿

（敬称略）

	氏名	所属等	計画策定委員
1	平野 武	公募市民（第1号被保険者）	
2	井上 雅夫	公募市民（第1号被保険者）	★
3	新井 信基	公募市民（第2号被保険者）	★
4	高橋 信子	公募市民（第2号被保険者）	
5	鈴木 隆	公募市民（介護サービス利用者またはその家族）	
6	宮地 尚子	公募市民（介護サービス利用者またはその家族）	
7	伊藤 祐彦	公募市民（介護予防利用者）	★
8	佐々木 智子	公募市民（介護予防利用者）	★
9	内藤 富美子	一般財団法人 天誠会	
10	森田 和道	小金井市福祉NPO法人連絡会	★
11	山極 愛郎	社会福祉法人 聖ヨハネ会	
12	玉川 弘美	特別養護老人ホーム つきみの園	★
13	齋藤 寛和	一般社団法人 小金井市医師会	
14	三村 義仁	一般社団法人 東京都小金井歯科医師会 ※1	★
	橋詰 雅志	一般社団法人 東京都小金井歯科医師会 ※2	
15	大西 義雄	一般社団法人 小金井市薬剤師会	
16	亘理 千鶴子	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会	★
17	清水 洋	小金井市民生委員児童委員協議会	★
18	飯嶋 智広	東京都多摩府中保健所 ※3	★
	村上 邦仁子	東京都多摩府中保健所 ※4	
19	◎市川 一宏	学識経験者	★（委員長）
20	○酒井 利高	学識経験者	★

◎会長 ○副会長

★介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に関する専門委員会委員

※1 平成29年7月19日まで

※3 平成29年3月31日まで

※2 平成29年7月20日から

※4 平成29年4月1日から

6 小金井市保健福祉総合計画策定委員会および専門部会開催経過

(1) 小金井市保健福祉総合計画策定委員会

	開催日	主な内容
第1回	平成28年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 計画策定の概要 計画策定の根拠法、計画期間等について アンケート調査内容確認
	平成28年12月8日から 同月22日まで	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査実施
第2回	平成29年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果の説明
第3回	平成29年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の概要 市の福祉に関する現状と課題 (1) アンケート調査結果のまとめ説明 (2) 福祉に係る市の統計説明
第4回	平成29年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に係る国の動向説明 現地域福祉計画の施策評価について (1) 施策一覧と今後の方向性 計画間の共通項目説明 (1) 4計画の共通目次案 (2) 基本理念の継承 新施策体系(案)説明
第5回	平成29年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 施策の体系について 計画骨子案の検討
第6回	平成29年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の検討
	平成29年11月25日 (1) 平成29年11月28日 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 市民説明会の実施 (1) 時間 午前10時から午後1時まで 会場 商工会館 (2) 時間 午後6時から午後9時まで 会場 第二庁舎8階801会議室
	平成29年11月24日 から 同年12月25日まで	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施
第7回	平成30年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市民説明会及びパブリックコメント結果報告 計画素案の修正及び確認
第8回	平成30年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の承認

(2) 健康増進専門部会

	開催日	主な内容
第1回※	平成28年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進計画の改定について 平成27年度健康増進計画進捗状況について 健康増進計画に係る市民アンケートの項目について 受動喫煙について
第2回※	平成29年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進計画に係る市民アンケート集計結果について 保健衛生事業について
第3回	平成29年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> 新計画の概要(案)等について 健康に関する本市の状況について
第4回	平成29年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> 新計画の全体像及び内容について(施策体系まで)
第5回	平成29年9月21日	新計画の内容について <ul style="list-style-type: none"> 前会議からの修正箇所について 基本目標(1)「生活習慣病の発症予防・重症化予防」に係る素案について 基本目標(3)「健康を育む環境整備」に係る素案について
第6回	平成29年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> 前会議からの修正箇所について 基本目標(2)「生活習慣の改善」に係る素案について 素案全体について
第7回	平成30年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果と市の方向性 素案の検討

※市民健康づくり審議会と同時開催

(3) 障害者専門部会

	開催日	主な内容
第1回	平成28年10月28日	・保健福祉総合計画 障害福祉計画にかかるアンケート(案)について
第2回	平成28年11月25日	・保健福祉総合計画アンケートについて ・保健福祉総合計画の今後の予定
第3回	平成29年5月19日	・障害福祉計画の国資料について ・障害者計画・障害福祉計画のアンケートまとめ
第4回	平成29年6月16日	・障害者計画・障害福祉計画のスケジュールについて ・障害者計画・障害福祉計画策定の概要 ・障害者計画における施策の進捗状況等について
第5回	平成29年7月21日	・障害者計画における施策の進捗状況等について ・施策進捗状況における指標について ・障害者計画(案)について
第6回	平成29年8月31日	・障害者計画(案)について ・地域福祉計画と障害者計画の体系について ・障害福祉計画(案)について ・障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて
第7回	平成29年9月22日	・障害者計画における施策の進捗状況等について ・障害者計画(案)について ・障害福祉計画(案)について
第8回	平成29年10月20日	・障害者計画(パブコメ案)について ・障害福祉計画(案)について
第9回	平成29年11月17日	・小金井市保健福祉総合計画市民説明会について ・障害者計画・障害福祉計画(パブリックコメント案)について
第10回	平成30年1月19日	・障害者計画・障害福祉計画に係るパブリックコメント意見等について ・障害者計画・障害福祉計画に係る市議会各会派から寄せられた意見総括表について
第11回	平成30年2月23日	・障害者計画・第5期障害福祉計画について

全て地域自立支援協議会との合同開催

(4) 高齢者専門部会

	開催日	主な内容
平成28年度 第1回	平成28年11月24日	・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に係る各種調査について
第2回※	平成29年3月24日	・介護保険特別会計平成27年度決算について ・介護保険特別会計平成29年度予算について ・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に係る調査結果（速報）について
平成29年度 第1回	平成29年5月22日	・第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に対する事業評価について ・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に向けての現状と課題について
第2回	平成29年6月29日	・第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の総合的な検証について ・介護保険制度改正・関連施策の動向について ・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の体系（素案）について
第3回	平成29年7月20日	・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の体系（素案）について
第4回	平成29年8月30日	・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に係る事業の検討について（基本施策1、3）
第5回	平成29年9月29日	・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に係る事業の検討について（基本施策2）
第6回※	平成29年11月2日	・平成28年度介護保険特別会計決算について ・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（素案）について
第7回	平成29年12月15日	・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（素案）について ・市民説明会について ・パブリックコメントについて（高齢者保健福祉総合事業計画部分中間報告）
第8回※	平成30年1月25日	・パブリックコメントの結果について（高齢者保健福祉総合事業計画部分） ・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（案）について
第9回※	平成30年2月9日	・パブリックコメントの結果について（介護保険事業計画部分） ・第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（最終案）について

※小金井市介護保険運営協議会（全体会）との合同開催

7 用語説明

あ行

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略で一般的には情報通信技術のこと。ここでは、病院・診療所・介護等関係者間をネットワークでつなぐ情報通信技術のことをいう。
愛の手帳（療育手帳）	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都知事が交付する手帳。他道府県では「療育手帳」という。
悪性新生物	悪性腫瘍のこと。細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍。がんや肉腫などがこれに該当。
eラーニング （イーラーニングシステム）	厚生労働省による要介護認定適正化事業の一環として、全国テストおよび教材・問題集をインターネット上で学習することにより、認定調査員の調査能力向上等を目的として開発されたもの。
一般就労	障がいのある人が福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などにより就労すること。
医療的ケア児	経管栄養やたんの吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を必要とする児童。
う蝕	むし歯のこと。歯の硬組織の表面が細菌の酸産生により崩壊され、エナメル質やセメント質から象牙質へと進行し、実質欠損を形成する代表的な歯の疾患。
栄養成分表示	消費者に販売される容器包装に入れられた加工食品および添加物について、食品表示基準に基づき、義務付けられた熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分量の表示。
NPO	Non-Profit Organization の略でボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。「特定非営利活動法人（NPO法人）」という法人格を得ることができる。

か行

用語	解説
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（10～30%）を支払って介護サービスを利用する制度。

用語	解説
介護予防	元気な方も、支援や介護が必要な方も、生活機能の低下や重度化をできる限り防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から自身の体調を把握し、高齢期にあった健康づくりを行う。
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民の方等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者の方等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。要支援者の方等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者の方に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。
介護離職	就業者の方が、家族等の身近な方の介護や看護を行うために、やむを得ず現在の仕事を退職すること。
かかりつけ医	その人が住む地域の病院などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う医師のこと。単に頻繁に訪れる病院や診療所を指して用いることもある。
間食	朝食、昼食、夕食以外に摂取するエネルギー源となる食べ物と飲み物のこと。
北多摩南部保健医療圏	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市および狛江市の6市で構成されている二次保健医療圏のこと。
基本チェックリスト	要介護認定が必要でない高齢者の方に対し、介護予防・生活支援サービス事業の対象者かを識別し、ふさわしいサービスの区分等を評価するための質問表。運動機能や栄養状態、口腔機能、認知機能、うつ病の可能性等に関する合計25項目の質問項目について回答し、各項目の基準点により判定される。
休肝日	肝臓を休めるため、週に1日以上飲酒しない日を設けることを推奨する目的でつくられた造語。
協働	市民および市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、または発展させること。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者が、少人数で借家やアパート等で共同生活をし、それを支援施設の職員や近隣住民、ボランティア等が食事提供、生活指導、相談・助言等、生活を支援すること。
緊急通報システム	日常生活を営む上で常時注意が必要な慢性疾患を有するひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等に緊急通報機器を設置し、急病の際に緊急通報事業者に通報し、安全の確認と必要に応じて救急車を手配する仕組み。または、急病の際に消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援される仕組み。

用語	解説
ケアプラン	要介護認定者の方について、自立した日常生活を送ることができるよう利用者の方や家族の方のニーズの把握、課題を分析し、サービス担当者会議において協議を行い作成される介護支援計画のこと。
ケアマネジメント	要介護者の方等、サービス利用者の方のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護認定者の方からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職の人のこと。
ゲートキーパー	自殺を考えている人に気づき、声を掛けたり見守ったりする人のこと。
健康格差	雇用や所得、家庭環境といった社会経済状況の格差が健康をも左右してしまっている状態のこと。
健康寿命	健康で日常生活に制限なく自立して暮らせる期間。平均寿命から衰弱・病気などによる介護期間を引いた寿命のこと。
健康増進法	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。平成14年に成立。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、代理人の方がその権利を表明し支援すること。
高次脳機能障がい	交通事故等で脳が損傷を受けた場合に発生する、言語、記憶、および行動などに関わる障がい。
合理的配慮	日常生活または社会生活を営むために、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除いて、障がい者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことをいう。
高齢化率	全人口に占める65歳以上の方の割合。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」、21.0%以上で「超高齢社会」と言われている。
コーディネーター	複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。
小金井さくら体操	65歳以上で要介護認定等を受けていない方を対象とした、介護予防を目的とするご当地体操。

さ行

用語	解説
サービス付高齢者住宅	高齢者の方向けの賃貸住宅または有料老人ホームで、入居した高齢者の方の状況把握サービス、生活相談サービス、そのほかの高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供する事業。
歯周病	歯肉に炎症が引き起こされ、放置しておくとな膿が出たり、口臭がひどくなり、最後には歯が抜け落ちてしまう病気。
歯石	歯垢に唾液中のカルシウムやリン酸が付着し、かちかちに固まったもの。一度ついてしまった歯石は歯ブラシでは除去できないため、歯科医院で取ってもらうことが必要。
市民後見人	親族および弁護士等の専門職後見人以外の市民による後見人。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民の方が主体となり、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。
主菜	魚介、肉、卵、大豆および大豆製品などが主材料で、献立の中心となるおかず。主にたんぱく質や脂質の供給源となる。
主食	ごはん・パン・めんなど。炭水化物が主成分で主にエネルギー源になる。
受動喫煙	喫煙者本人ではなく、その周囲の人々が自分の意思とは関係なしに、たばこの煙を吸い込んでしまうこと。「受動喫煙」は、がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器疾患など様々な病気のリスクが高まり、妊婦や胎児にも悪影響をおよぼす。
手話通訳者	音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。
障害者週間	障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。
障害者就労支援センター	地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就労に伴う支援を一体的に行う機関。
小規模多機能型居宅介護	居宅の要介護者の方について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、訪問または通いや短期間の宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活上の支援および機能訓練を組み合わせ提供サービス。

用語	解説
食育	現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食事バランスガイド	厚生労働省と農林水産省の共同により平成17年に策定された。1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安として、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストで分かりやすく示したものの。
自立支援医療	平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、精神通院医療・更生医療・育成医療が一本化された医療費の公費負担制度。
心疾患	狭心症や心筋梗塞といった心臓の疾患の総称。
身体障害者手帳	身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度。本市では自立相談支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金の支給、学習支援事業を実施している。
生活支援コーディネーター	高齢者の方の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）の役割を担う人のこと。
生活習慣病	食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称。主な疾患として、日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患、および脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などがある。
生活の質	クオリティ・オブ・ライフ（QOL）ともいう。ある人がどれだけ人間らしい満足した生活を送ることができるかを計るための概念。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証するもの。
精神保健福祉士	精神障がい者の保健や福祉に関する専門的知識と技術をもち、社会復帰の相談、助言、指導、日常生活への適応訓練や援助を行う人のこと。

用語	解説
成年後見制度	認知症や知的、精神障がい等のために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービス等を利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を代行する。
節度ある適度な飲酒	健康日本21では、1日平均純アルコールで20g程度としている。これは、それぞれ日本酒180ml、ビール500ml、ウイスキー（43度）60ml、焼酎（25度）110ml、ワイン240mlに相当する。

た行

用語	解説
第3次小金井市食育推進計画	平成17年に施行された「食育基本法」に基づき、小金井らしい食生活のある、ひとづくり・まちづくりを目的として策定。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の方や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の方一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすもの。
地域支援事業	被保険者の方が、要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な課題や困難事例に対する解決方法等を検討する。
地域包括ケアシステム	高齢者の方の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が一体的に提供される地域の包括的なサービス提供体制のこと。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者虐待の防止・早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持ち、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士等が配置され、高齢者の方への支援を行う中核機関。

用語	解説
地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活を支えるためのサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
中間的就労	短時間就労やグループ就労など、一般就労と福祉的就労の中間的就労。
デイサービス認定サブスタッフ	通所介護事業所の市独自基準のサービスにおいて、介護職員の補助として活動する元気な高齢者の方のこと。活動するに当たり、養成講座を修了する必要がある。
デイジー（DAISY）図書	デジタル録音された音声による図書のこと。
特定健康診査・特定保健指導	「高齢者の医療の確保に関する法律」の成立により、生活習慣病を予防するという観点で、平成20年4月から医療保険者に義務付けられることになった健康診査・保健指導のこと。
特別支援教育	従来の心身障がい教育の対象だけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導、支援を行うこと。

な行

用語	解説
二次予防	発生した疾病や障がいを健（検）診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や障がいの重症化を予防すること。
日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情そのほか社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し設定した、介護保険サービス利用者の方にとって最も身近な圏域。小金井市には4圏域がある。
人間ドック	主として生活習慣病の早期発見と心・肝・腎・肺などのはたらきの検査を目的として、外来または短期間入院により行う精密な健康診断。
認知症	様々な原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで脳の機能が低下し、生活のしづらさが現れる状態をいう。

用語	解説
認知症ケアパス	認知症の方の生活機能障害の進行に合わせ、いつどこでどのような医療・介護サービスを受ければよいのか具体的な機関名やケアの内容等を示したもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方や家族の方を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人のこと。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、身体合併症や行動・心理症状への対応、専門医療相談等を行い、地域における医療と介護の連携等、関係機関との連携の拠点としての機能をもつ専門医療機関。
認知症地域支援推進員	認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関との連携を図り、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務を行う人のこと。
脳血管疾患	出血性脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血）と虚血性脳血管疾患（脳梗塞など）といった脳血管の疾患の総称。
ノーマライゼーション	多様な人々（高齢者、若者、障がいのある人、障がいのない人）が、社会の一員として生活できる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるとの考え方。

は行

用語	解説
8020（ハチマルニイマル）運動	「80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことで豊かな人生を」という考えのもとに、厚生労働省と日本歯科医師会により提唱されている運動。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
バリアフリー	住宅建築用語としては、段差等の物理的な障壁の除去をいうが、福祉的にはより広く高齢者の方や障がい者の方等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等。
副菜	野菜、いも類、海藻、きのこ、果物などが主材料のおかずで、主にビタミン、ミネラル、食物繊維の補給源となる。
福祉サービス第三者評価	事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価すること。

用語	解説
福祉的就労	一般就労が困難な障がいのある人のために配慮された作業所への就労。就労継続支援A型（雇用型）と就労継続支援B型（非雇用型）がある。
包括的支援事業	市町村が行う地域支援事業の一部で、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談業務、権利擁護業務、ケアマネジャーへの助言・指導等を行う事業。

ま行

用語	解説
マンマモデル	乳がん検診、乳房自己触診をわかりやすく指導するための乳房モデル。
民生委員	地域住民の方から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人のこと。市区町村に設置された民生委員推せん会が推薦した方を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。
メタボリックシンドローム	肥満に伴って、内臓脂肪が蓄積し、内臓脂肪の働きにより病的な異常がもたらされる結果、軽度の糖代謝、脂質代謝の異常、あるいは血圧の上昇が起こり、個々の病態は軽度でもこれらの病態が重なり合って動脈硬化による心血管病のリスクが高まっている病態のこと。 メタボリックシンドロームは内臓脂肪蓄積を背景に糖代謝異常（空腹時血糖値110mg/dl以上）、脂質代謝異常（中性脂肪150mg/dl以上またはHDL40mg/ml未満）、高血圧（最大130mmHg以上または最小85mmHg以上）のうち2つ以上があてはまる場合に診断される。 しかし、適正な摂取エネルギー量を知り、過食を避け、適度な運動を継続することで予防が可能と考えられている。

や行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	施設や製品等のデザインを年齢、性別、身体、国籍、障がいの有無など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて全ての人が利用しやすくしていこうとする考え方。

ら行

用語	解説
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、成人期、壮年期、高齢期などの年代による人生の段階。

用語	解説
レスパイトケア	障がいのある子ども、慢性疾患、末期疾患の子どもがいる家族および養育者または介護が必要な高齢者等がいる家族を一時的に介護から解放することによって、家族のストレスを減少させ、家族の安定を図る援助サービス。
6024（ロクマルニイヨン）運動	健康日本21では、歯の喪失が急増する50歳前後の人に対するより身近な目標として、60歳において24歯以上の自分の歯を有する者の割合を設定し、10年後に対象年齢となる50歳の現状をもとに、60歳で24歯以上有する者を50%以上とすることを目標としている。

8 その他計画書を読む上での注意点

(1) アンケート調査の結果の見方

- 回答は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しています。それぞれの質問の回答者数は、全体的場合はN (Number of case)、それ以外の場合にはnと表記しています。
- %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。従って、回答の合計が必ずしも100.0%にならない場合(例えば99.9%や100.1%)があります。
- クロス集計の年代別、要介護度別などは、無回答の方がいたため、合計が全体とは一致しません。
- 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、%の合計は100%にならないことがあります。
- 本文およびグラフ中の設問文ならびに選択肢の表現は一部省略されています。

(2) 元号について

- 計画期間の途中で元号が変更となる見込みですが、平成30年3月時点において新元号が公表されていないため、現在の元号をそのまま使用します。必要に応じ、一部和暦と西暦との併記とします。

(3) 「障がい」の表記について

- 「障がい」の漢字表記については、現在も議論されているところですが、市の最上位計画である「小金井しあわせプラン」や平成24年3月に策定された前小金井市保健福祉総合計画においても、法律名など固有名詞を除き、「障がい」と表記しているところです。
- 従いまして、今回策定する「第2期小金井市保健福祉総合計画」においても統一的な表記とするために、「障がい」として表記しています。